**平成２２年（フ）第１０３４号**
大阪市東淀川区豊里７丁目14番25―402号
破産者　大川　勝次
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１１４３号**
大阪市平野区西脇１丁目２番５号、開始決定時の住所大阪市平野区西脇１丁目16番９―801号
破産者　山下　浩史
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１１７２号**
大阪府吹田市春日３丁目４番２号
破産者　南　憲太郎
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１２８３号**
大阪府箕面市新稲６丁目18番１号、前住所大阪府池田市畑４丁目10番11号
破産者　徳永八重子
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１２９８号**
大阪市旭区新森６丁目10番18号林真司方、開始決定時の住所大阪市旭区新森７丁目６番４号
破産者　鷹野　和夫
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３１８号**
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘６丁目20番地の６、事業所所在地大阪府箕面市箕面１―９―21　泉谷ビル１階
破産者　コニーこと　國領　有加
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３４３号**
大阪府豊中市利倉西２丁目13番35―202号
破産者　白岩　麻季（旧姓内田）
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３６７号**
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２市街地住宅４棟523号、事業所所在地大阪市中央区東心斎橋２―２―６　グラストンビル４Ｆ
破産者　Ｂｅｅ　Ｌｔ’Ｄこと　増田　幸広
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３７２号**
大阪市淀川区塚本４丁目12番２号　塚本弐番館403号
破産者　川西由利子
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１８０３号**
堺市東区草尾89番地10
破産者　東　安津子
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１９３７号**
堺市北区東三国ケ丘町２丁１番４―706号、前住所大阪府泉南市新家4500番地の11
破産者　綿谷　　茂
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１９号**
堺市中区福田135番地
破産者　西岡敷物こと　西岡　　茂
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２０号**
堺市中区福田135番地
破産者　西岡ヤサ子
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第８１号**
大阪府松原市田井城５丁目14番４―407号
破産者　猿樂　一清
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１２２号**
大阪府柏原市法善寺４丁目10番21号
破産者　小林左太夫
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１２６号**
大阪府柏原市玉手町18番60―208号
破産者　テクニカル・クラフトこと　伊藤　武士
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４３号**
堺市南区檜尾1428番地33
破産者　丸二工業こと仁川幸治こと　李　　根洙
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第２７３号**
奈良県香芝市五位堂２丁目580番地の１　北野荘、開始決定時の住所奈良県香芝市真美ケ丘６丁目９番25―202号
破産者　ナカタニ印刷こと中谷印刷こと　中谷　浩之
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２１年（フ）第４２６号**
奈良県橿原市川西町102番地県住Ｃ13棟202号
破産者　西田　勝紀
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係